

平成22年第3回臨時会 壱岐市議会 会議録(第1日)

議事日程(第1号)

平成22年5月17日 午前10時00分開会、開議

日程第1	会議録署名議員の指名	19番 小金丸益明 1番 久保田恒憲
日程第2	会期の決定	1日限り
日程第3	承認第3号 壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	市民生活担当理事 説明、 質疑なし、 委員会付託省略、可決
日程第4	承認第4号 壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	市民生活担当理事 説明、 質疑なし、 委員会付託省略、可決
日程第5	承認第5号 平成21年度壱岐市一般会計補正予算(第12号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	財政課長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第6	承認第6号 平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	保健環境担当理事 説明、 質疑なし、 委員会付託省略、可決
日程第7	承認第7号 平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第6号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	建設担当理事 説明、 質疑なし、 委員会付託省略、可決
日程第8	承認第8号 平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第3号)についての専決処分を報告し、承認を求めることについて	総務課長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第9	議案第57号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について	保健環境担当理事 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第10	議案第58号 壱岐市ごみ処理施設建設工事請負契約の締結について	保健環境担当理事 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第11	議案第59号 壱岐市地域情報通信基盤整備工事(第1工区)請負契約の締結について	政策企画課長 説明、質疑 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(18名)

1番 久保田恒憲君 2番 呼子 好君
3番 音嶋 正吾君 4番 町田 光浩君

5番 深見 義輝君	6番 町田 正一君
8番 市山 和幸君	9番 田原 輝男君
10番 豊坂 敏文君	11番 中村出征雄君
12番 鵜瀬 和博君	13番 中田 恭一君
14番 榊原 伸君	15番 久間 進君
16番 大久保洪昭君	18番 市山 繁君
19番 小金丸益明君	20番 牧永 護君

欠席議員（2名）

7番 今西 菊乃君	17番 瀬戸口和幸君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君	事務局次長 加藤 弘安君
事務局係長 吉井 弘二君	事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君		
吉岐島振興推進本部理事			松尾 剛君
市民生活担当理事	山内 達君	保健環境担当理事	山口 壽美君
産業経済担当理事	牧山 清明君	建設担当理事	中原 康壽君
消防長	松本 力君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	浦 哲郎君	政策企画課長	山川 修君
管財課長	豊坂 康博君	会計管理者	宇野木眞智子君
教育次長	前田 清信君	病院管理課主幹	左野 健治君
健康保健課長	中村 昭君	環境衛生課長	眞鍋 陽晃君

午前10時00分開会

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

今西菊乃議員、瀬戸口和幸議員から欠席の届がっております。

ただいまの出席議員は18名であり、定足数に達しております。ここで、職員の異動がっておりますので、副市長より紹介をお願いします。副市長。

副市長（久田 賢一君） 皆さん、おはようございます。4月の定期異動によりまして職員の異動がっております。変更がございますので、紹介をいたしたいと思います。

まず、教育次長の前田でございます。病院管理課主幹、左野でございます。会計管理者、宇野木でございます。管財課長の豊坂でございます。よろしくお願いたします。

議長（牧永 護君） ただいまから、平成22年第3回吉岐市議会臨時会を開会いたします。

これから議事日程表（第1号）により、本日の会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（牧永 護君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、19番、小金丸益明議員及び1番、久保田恒憲議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（牧永 護君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成22年第3回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、口蹄疫の感染の状況につきましては、皆様既に御承知のとおり、4月20日、宮崎県で1例目の口蹄疫の疑似患畜が確認されてから、昨日までに111例の感染が確認され、約8万5,000頭が殺処分対象となっております。これは10年前発生いたしました700頭に比べ、けた違いの被害であります。さらに、感染の疑いは宮崎県の中央部にとどまらず、熊本、鹿児島両県に隣接する地域にも広がっており、こうしたことから、感染拡大を防止するため、一定の地域では移動制限や搬出制限の措置が講じられておりますが、ウイルスは人や車に付着して伝染することもあるため、感染は今後他県に及ぶ可能性も否定できません。

発生地においては自衛隊も出動し、処分された家畜の埋設を行っておりますが、人手のほか、埋める土地の確保も十分ではなく、また人の移動による感染拡大を防ぐため、消毒や立ち入り制限措置がとられており、地域の経済活動にも非常に大きな影響が出ております。

しかし、これは宮崎県を初め感染が広がっている地域だけの問題ではなく、本州における購買者が九州全域からの牛の購買を自粛する等の影響など、極めて憂慮すべき事態となっております。

こうしたことから、5月13日に佐賀県嬉野市で開催されました九州市長会において、口蹄疫の対応に当たっての緊急決議が提案されたところであります。これは、国に対して、一刻も早い感染封じ込めに向けた緊急的な対策と、被害畜産農家及び関連産業の経営安定と生活の維持確保に向けて積極的な措置を講じられるよう、強く要望する旨の趣旨でありました。

しかしながら、私はそのことは当然重要でございますけれども、風評被害に対する対策、そして牛価の下落に対する対策要求を盛り込むべきであると発言し、原案を修正する形で、九州市長会として早急に、具体的には本州でございますけれども、国に対して対策を求めていくこととなったところであります。

この問題は、本市といたしましても、市の経済の根幹を揺るがしかねない、極めて重要な問題であり、いわば激甚災害が押し寄せているものであると認識しております。

こうしたことから、この口蹄疫が発生してから早急に畜産農家に消毒の徹底を啓蒙するとともに、関係機関と連携し、4月30日から、上陸車両のタイヤ消毒、5月の連休明けから、旅客の靴底消毒をお願いするなど、ウイルス侵入の水際対策を講じているところであります。

また、これら防疫対策に係る消毒器具など及び畜産農家の経済的損失への対策関連予算を6月開会の議会定例会に提案する予定といたしておりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。何度も申し上げますとおり、このことについては関係機関と十分連携して、最大限の対策を講じてまいりますので、今後とも市民皆様、議員各位の御指導、御協力をお願いいたします。

それでは、本日提出させていただきました案件は、専決処分の承認といたしまして税条例等の一部改正と各会計予算、議案といたしまして国民健康保険税条例の一部改正と契約案件の合計9件でございます。何とぞ慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3．承認第3号

議長（牧永 護君） 日程第3、承認第3号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日上程の案件につきましては、担当理事及び課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

市民生活担当理事（山内 達君） 承認第3号について御説明をいたします。

壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、壱岐市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分の日でございますけれども、平成22年3月31日でございます。

次のページをお願いいたします。地方税法等の一部改正に伴い、壱岐市税条例の一部を改正するものでございます。内容については記載のとおりでございます。説明資料といたしまして、新旧対照表と参考資料を配付いたしておりますが、今回の説明は改正の要点を取りまとめた参考資料に基づき御説明をいたします。

税関係の参考資料の1ページをご覧ください。それでは1番目、条例改正の理由でございますが、地方税法等の一部改正によるものでございます。

2番目、地方税法等の改正に伴う市の条例の改正部分でございますが、7項目ほどございますので、要点について御説明をいたします。

まず1番目、扶養親族申告書について御説明いたします。現行の制度では、住民税の扶養控除適用に必要な情報は、給与支払い報告書や確定申告書を通して、所得税と一体的に収集しているところでございます。しかし、所得税の年少扶養控除廃止によりまして、所得税法上では年少扶養親族の情報を収集することができなくなります。

一方、個人住民税においても、年少扶養親族の扶養控除は廃止となり、個人住民税独自の仕組みとして非課税限度額制度が設けられており、同制度は現行の仕組みを維持することになっております。この非課税限度額の判定基準額の算定には、扶養親族の数が用いられることから、個人住民税では引き続き年少扶養親族を含めた扶養親族の情報を把握する必要があります。そこで、扶養親族の情報収集のため、扶養親族申告書について条例で規定をする必要がございます。

次のページをお開きください。現行の扶養情報の収集方法ですが、給与所得者、年金受給者は、

所得税の扶養控除等申告書で、それから自営業につきましては確定申告書で把握ができております。下に書いております でございますけれども、所得税の扶養控除を見直すと、それから年少扶養親族の扶養控除が廃止されることによりまして の所得税上は年少扶養親族の情報の収集は不要ということになります。しかし、 分の住民税独自の非課税限度額制度は現行の仕組みを維持することになります。

次のページをお願いいたします。改正後の扶養情報の収集法については、アンダーラインを引いておりますけれども、住民税の扶養親族申告書、それから自営業者につきましては、付記事項として住民税の扶養情報の記載で対応することになります。

次のページをお願いいたします。次に、2番目といたしまして、65歳未満の公的年金受給者の公的年金所得から計算される所得割の徴収方法についてでございますが、従来、公的年金所得から計算された所得割については、給与収入がある方の場合、原則として給与から特別徴収されてきました。しかし、平成21年度から公的年金からの特別徴収制度が導入されたことに伴い、同制度の対象とならない65歳未満の公的年金からの所得を有する給与所得のある方については公的年金の所得から計算される所得割額については普通徴収されることになりました。その結果、納税義務者が市の窓口等に出向いて納入をする新たな手間が発生することになったため、平成22年度以降は20年度までと同様に、給与からの特別徴収の方法に戻ることになります。表の網かけの部分が特徴、普通徴収、それから特徴というパターンでございます。

それから、次のページ、3の固定資産税の減免の取り扱いについてでございますが、固定資産税の減免申請については、毎年納期限までに減免申請書を提出しなければなりませんでしたが、減免内容の変更が比較的少ない公益的減免、公民館施設等の固定資産につきましては前年度に減免申請書を提出していただければ、翌年度以降、減免申請書を提出したものとみなすこととし、公民館長等の負担の軽減を図るということでございます。ただし、減免申請書の内容に変更があった場合については申請書を出していただくということになります。これについては、4町自治公民館長会を現在開催をいたしておりますけれども、その中でも御説明をいたしておるところでございます。

次に、(4)で、地方のたばこ税の税引き上げについてでございます。2)のたばこ税については国民の健康の観点から、それからたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を引き上げていく必要があり、この方針に沿って、平成20年度において、国、地方合わせて1本当たり3.5円の税率の引き上げとなっております。

次のページをお願いします。国と地方の税率配分は、従来どおり変わっておりません。地方のたばこ税は1本当たり1.75円の引き上げとなっております。現行の道府県たばこ税と市町村たばこ税の税率は従来のとおりでございます。詳細は表に記載をいたしております。

次に、税率引き上げの時期でございますが、平成22年10月1日となっております。価格の引き上げまでにはたばこ価格の改定や手持ち品課税の準備等と、従来の引き上げ幅を上回る税率引き上げによる駆け込み需要への対応のため、一定の期間が必要となりますので、平成22年4月1日から改正することになっております。

次に、5番目、非課税口座内の少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置についてでございますが、内容は記載のとおりでございます。壱岐では該当者はいないというふうに把握しております。

次に3でございます。その他地方税法等に改正された事項で、市の条例点の改正の箇所以外でございますけれども、軽油引取税及び自動車取得税の暫定税率について、急激な税収の落ち込みにより財政事情も非常に厳しい状況にあることも踏まえ、今回の税制改正では、長い経緯に縛られてきた現行の2008年度から10年間の暫定税率は廃止するが、この当分の間、現在の税率水準を維持することになるとの国の方針でございます。

次に、エコカー減税の特例措置でございますけれども、21年度からスタートしておりますけれども、さらに2年間延長となっております。

次のページをお願いいたします。条例の施行日でございますけれども、平成22年4月1日でございます。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。承認第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第3号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第3号壱岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第3号吉岐市税条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第4・承認第4号

議長（牧永 護君） 次に、日程第4、承認第4号吉岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山内市民生活担当理事。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 登壇〕

市民生活担当理事（山内 達君） 承認第4号について御説明をいたします。

吉岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、吉岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

次のページをお開きください。専決処分の日でございますけれども、平成22年3月31日でございます。

次のページをお願いいたします。過疎地域自立促進特別措置法等の一部改正に伴い、吉岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。この条例についても、改正の要点を取りまとめた参考資料に基づき御説明をさせていただきます。

資料の9ページをご覧ください。1番、条例改正の理由でございますけれども、過疎地域自立促進特別措置法等の一部改正によるものでございます。過疎地域自立促進特別措置法が平成22年3月31日で期限切れとなるため、有効期限を平成28年3月31日まで延長するのに伴い、法律改正がなされたため条例改正を行うものでございます。

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う市の条例の改正部分でございますけれども、1番、課税免除の対象業種の改正がなされております。過疎地域自立促進特別措置法第31条に規定されている地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置の対象業種のうち、全国でも対象事業所の例が少ないソフトウェア業を廃止し、新たに全国に設置されている情報通信技術利用事業が追加されております。

3番目でございますけれども、租税特別措置法の改正に伴う市の条例の改正部分でございますけれども、特定地域における工業用機械等の特別償却割合の改正がなされて、租税特別措置法第12条第1項及び第45条第1項の改正に伴い、特別償却割合が改正をされております。下に書

いておりますのは、1,000万円の場合という計算例を記載しております。対象の場合は2,700万円ということになります。

次のページをご覧ください。内容について、3番目で御説明をしたいと思っておりますけれども、償却割合の引き上げ率ということでございまして、改正後の償却割合はそれぞれ100分の1が下がっておりますので、償却資産に係る税の軽減が少なくなったということになります。

4番目、対象地域でございますけれども、記載の法関係となっております。

条例の施行日でございますけれども、平成22年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

〔市民生活担当理事（山内 達君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。承認第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、承認第4号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、承認第4号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第4号壱岐市固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

日程第5．承認第5号～日程第8．承認第8号

議長（牧永 護君） 次に、日程第5、承認第5号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについてから、日程第8、承認第8号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承

認を求めることについてまで4件を議題とします。

ただいま上程いたしました議案について提案理由の説明を求めます。財政課長。

〔財政課長（浦 哲郎君） 登壇〕

財政課長（浦 哲郎君） 承認第5号について御説明いたします。

承認第5号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。専決第5号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）の専決処分でございます。

専決処分の理由は、各種譲与税、交付金及び特別交付税等の交付金決定、起債対象事業費の最終確定に伴う地方債の変更並びに事業費確定により不用額等の減額など、これらに伴う積立金の調整等を行ったものが主な内容で、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、平成22年3月31日付をもって専決処分をしたものでございます。

平成21年度壱岐市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,399万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298億1,987万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額及び補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

繰越明許費の補正。第2条、繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

地方債の補正。第3条、地方債の変更は、「第3表地方債補正」によります。

2ページ、3ページをお開き願います。「第1表歳入歳出予算の補正」、歳入及び歳出について、補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算の補正」に記載の2ページから5ページのとおりでございます。歳入歳出予算補正については、事項別明細書により後ほど説明をさせていただきます。

6ページ、「第2表繰越明許費補正」。1追加、5款農林水産業費3項水産業費勝本港衛生施設整備事業、勝本漁協そばのトイレ改修費を385万4,000円を翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費を追加いたしております。繰越明許費の総額は61億2,997万7,000円となります。

7ページ、「第3表地方債補正」。1変更、地方債の変更は、各起債対象事業確定により起債の限度額をそれぞれ表に記載のとおり、補正後の限度額を変更をいたしております。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債補正」の記載のとおり変更はございません。

それでは、補正予算について歳入歳出予算事項別明細書により主な補正内容を御説明いたします。14、15ページをお開き願います。

まず歳入であります。交付額確定により、2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金まで交付額確定で補正をいたしております。

2款地方譲与税は、1項地方揮発油譲与税を4,245万6,000円を追加し、2項自動車重量譲与税1,847万8,000円、3項地方道路譲与税3,123万7,000円それぞれを減額しております。これは平成21年度から道路特定財源の一般財源化に伴い、「地方道路譲与税」の名称を「地方揮発油譲与税」に改め、地方揮発油譲与税に自動車重量譲与税は時限的な減免措置に伴う減収であります。増減の主な内容は、制度改正等によるものであります。

16、17ページお開き願います。8款自動車取得税交付金3,768万1,000円の減額は、自動車重量税同様に時限的な減免措置が講じられていることに伴い減収となります。

9款地方特例交付金1項地方特例交付金の追加は、自動車取得税交付金の減収見込みをもとに、減収補てんで交付され、追加をいたしております。

10款地方交付税、特別交付税1億4,608万5,000円を追加いたしております。本年度3月期配分交付額が5億1,733万2,000円で、前年度と比較し1,755万6,000円の増加で、特別交付税は20年度交付額7億3,043万2,000円に対し、3,526万5,000円の増で、21年度交付額は7億6,569万7,000円の配分交付となっております。

11款交通安全対策特別交付金は、交付額の確定により14万9,000円を追加いたしております。

18、19ページ。13款使用料及び手数料2項手数料3目農林水産業手数料2節家畜診療等手数料1,056万2,000円の追加は、農業共済組合との嘱託契約の増額及び診療件数の増加により、傷病事項診療手数料の増額は農林省特定損害事業の見直しにより特定損害診療手数料の増額により追加をいたしております。

14款国庫支出金及び15款県支出金の24、25ページまでは、それぞれの事業確定、精算によりそれぞれ追加、減額補正をいたしております。

24、25ページをお開き願います。17款寄附金1項寄附金、ふるさと応援寄附金を追加いたしております。本年度の寄附総額は266万9,300円で、46名の方より貴重な浄財を御寄附いただいております。この分はふるさと応援基金に積み立てをさせていただきます。

18款繰入金1項特別会計繰入金老人保健特別会計繰入金は、医療費前年度精算により一般会

計への繰り戻しによる繰入金であります。

2項基金繰入金、地域振興基金繰入金減額は、学校の耐震事業費確定により減額をいたしております。また、松永記念館維持管理基金繰入金減額も、同様に事業費確定により減額をいたしております。

20款諸収入4項雑入1目雑入1節雑入、耕作放棄地解消緊急整備事業補助金107万1,000円の追加、新市町村振興宝くじ配分金が小中学校耐震対策として追加配分がなされております。家畜診療所運営負担金は、吉岐市農協の負担金であります。

26、27ページをお開き願います。21款市債は、起債対象事業の確定に伴いそれぞれ調整を行い、2億2,430万円を減額しております。主な減額で3目過疎対策事業債で堆肥センター建設事業分で1,740万円の減額、6目合併特例事業債で廃棄物処理施設最終処分場事業で本年度事業費確定により1億740万円、一支国博物館整備事業費精算による1億240万円、地域情報通信基盤整備事業で地域活性化公共投資臨時交付金を財源充当により3,410万円を減額をいたしております。

次に、歳出ですが、28、29ページをお開き願います。歳出は、事業費執行確定等により不用額の減額を行っております。2総務費1項総務管理費1目一般管理費、庁舎管理業務委託料、減額は石田庁舎電話交換業務廃止に伴う減額であります。

3目財政管理費25節積立金は、特別交付税の増額並びに財源不用額等により財源調整で財政調整基金に1億円、減債基金に3億7,835万7,000円を追加いたしております。

5目財産管理費11節光熱水費減額は、燃油価格の下落により減額をいたしております。

6目企画費19節地域活性化推進事業費減額は、今年度申請件数が1件のみで、不用額を減額いたしております。

25節ふるさと応援基金積立金は、御寄附をいただいた分について追加で積み立てをいたすものであります。

30、31ページをお開き願います。4項選挙費は、衆議院議員選挙費、市議会議員選挙費、次のページの長崎県知事選挙の確定に伴う不用額を減額をいたしております。

3款民生費1社会福祉費1目社会福祉総務費8節出産祝金、予算額1,400万円に対して1,189万円の交付で、不用額を減額しております。

次に、34、35ページをお開き願います。障害者自立支援事業費を13節、19節、20節よりそれぞれ合わせて1,924万5,000円を福祉医療費等扶助費を20節扶助費より1,860万1,000円を不用額として減額をいたしております。

3目老人福祉費28節老人保健特別会計繰出金は、老人医療給付費国庫負担金追加交付に伴い一般会計からの繰入金を減額をいたしております。

次に、36、37ページ。6目老人福祉施設や老人ホーム管理費で、燃油価格下落等により不用額を減額をいたしております。

2項児童福祉費2目児童措置費は、児童扶養手当、児童手当に係る分について、実績確定により減額をいたしております。

4目保育所費は、保育所運営費の不用額の減額であります。

次に、38、39ページ。3項生活保護費2目扶助費6,935万円の主な減額は、医療扶助費の減額であります。医療扶助費は12月議会補正(第8号)で4,800万円を追加補正を行いましたが、医療扶助費の減少により5,180万円の減額をいたしております。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費13節予防接種委託料減額は、新型インフルエンザ接種委託料の減額であります。これも12月議会補正(第8号)で国の助成対象見込み非課税等の人数2,860人の2回接種費用1,758万9,000円を補正をいたしました。実施状況は、助成対象者が988人、助成対象外1歳から13歳未満児の2回接種者1,136人で、予算見込みに及ばず、接種費用として648万円の実績で、不用額を減額をいたしております。

4目病院費の財源調整は、地域活性化経済危機対策事業交付金の財源充当の増及び医療機器整備事業に係る過疎債分の減額であります。

4款衛生費2項清掃費、40ページ、41ページをお開き願います。2目じんかい処理費13節廃棄物処理委託料1,900万円は、実績による減額でございます。

5目廃棄物処理施設整備事業費は、今年度の補助事業費等の交付額により事業費の減額をいたしております。最終処分場整備事業で1億4,045万2,000円を、廃棄物処理施設整備費で1節及び19節で138万5,000円を単独分不用額として減額をいたしております。

5款農林水産業費1項農業費、次の42、43ページをお開き願います。4目畜産業費19節家畜導入事業費補助金の減額は、飼料高騰及び国庫補助事業への組み替え等により家畜導入事業計画を下回る実績により減額をいたしております。地域肉用牛振興対策事業補助金減額は、国の事業の活用により及び子牛価格の低迷、飼料高騰等により、特に購入分の実績頭数が計画見込みより減少により減額であります。

5目農地費19節県営自然災害防止事業負担金83万円の増額は、海岸整備郷ノ浦町倉谷地区自然災害防止事業に係る分170万円の増及び初山西海岸整備事業、貝畑地区ため池調査事業に係る87万円の減額、県営老朽ため池整備事業負担金の減額は、石田黒木ため池整備に係る地元負担金の減額であります。

次に、44、45ページ。3項水産業費2目水産業振興費15節漁場環境整備工事費減額は、地域活性化経済危機対策事業で720万円を補正予算をいたしておりますが、補助事業における耐用年数残があるために、事業実施を取りやめをし、全額を減額をいたしております。施設整

備等改修工事費の減額は、執行残による減額であります。

19節21世紀漁業担い手確保促進事業補助金減額は、リース事業1隻分の減額による補助金の500万円の減額で、地域漁業就業構造改善事業補助金減額は、演習船1隻の取りやめによる減額3,400万円であります。それぞれ県補助金が伴っております。

5目漁業集落環境整備費28節下水道事業特別会計繰出金は、漁業集落排水整備事業、事業費減額に伴う繰出金の減額であります。また、財源内訳で地方債減額130万円は、辺地対策事業債分の減額であります。

次に、46、47ページをお開き願います。6款商工費1項商工費2目商工振興費13節地域資源活用事業委託料減額は、ふるさと雇用再生事業でアグリ壱岐に対する委託料で、実績による不用額の減額488万1,000円で、歳入においても全額が県補助金となっておりますので、あわせて減額をいたしております。

7款土木費2項道路橋梁費の減額は、事業不用額等を減額をいたしております。

48、49ページ。6項下水道費下水道事業公共下水道費減額に伴う繰出金の減額であります。

7項住宅費2目住宅建設費13設計監理委託料減額は、大久保住宅建設で、用地買収のおくれにより、未執行により減額をいたしております。

50、51ページ。8款消防費1項消防費減額は、消防施設と改修工事費不用額を減額し、財源内訳で地方債を減額いたしております。

9款教育費2項小学校費及び3項中学校費の13節耐震審査委託料をそれぞれ入札執行による不用額を減額をいたしております。

次に、52、53ページ。5項社会教育費6目文化財保護費、一支国博物館整備事業の完了により、事業費確定に伴う減額を1億920万9,000円をいたしております。また、原の辻遺跡保存整備事業で入札執行による不用額を853万8,000円を減額いたしております。

次に、54、55ページ、10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、県補助金等の精算により財源内訳の調整をいたしております。

2項公共土木施設災害復旧費で単独災害復旧工事費を入札執行により減額をいたしております。

11款公債費1項公債費で、埋蔵センター機能部分に対して、起債借り入れに伴う償還金で、県補助金減額で、財源内訳を調整をいたしております。

12款諸支出金1項公営企業費三島航路事業特別会計において国庫補助金の増額により繰出金2,080万円を減額いたしております。

なお、本予算について、地域活性化経済危機対策交付金事業で不用額による減額分で交付金の財源充当で過充当については財源調整を行っております。

給与費明細書は56ページから58ページに、次に、59ページの地方債の見込み等に関する

調書をそれぞれ記載をいたしております。地方債の当該年度末現在高見込み額が278億4,581万9,000円となります。

なお、資料2で平成21年度専決補正予算の概要で、基金の状況について、まことに申しわけございませんが、集計記入誤りで、お手元に配付をいたしております分について差しかえを願います。今回、差しかえで異なる分は21年度末の現在見込み高で、国民健康保険税の保険の財政調整基金、一番右端の欄でございます。その分の記載誤りであります。

なお、これに伴って、特別会計の集計、そして合計の分がそれぞれ間違っておりましたので、訂正をさせていただき、差しかえをお願いいたします。

それぞれ詳細な概要並びに基金の状況については記載をいたしておりますので、主要内容のみの説明とさせていただきます。

以上で、平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）について専決処分の報告を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境担当理事（山口 壽美君） 承認第6号について御説明いたします。

平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日提出でございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。専決第6号平成21年度壱岐市の老人保健特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。一般会計でも説明がありましたように、前年度の医療費の精算により、国の負担金増により今回補正が発生をいたしております。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ922万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,112万1,000円とする。

2項については記載のとおりでございます。平成22年3月31日、専決処分をさせていただいております。

8ページ、9ページをお開きください。歳入でございますが、第1項の国の支出金負担金で、前年度の医療費の精算によりまして国の負担金が増で、964万6,000円の増でございます。一般会計繰入金については、21年度決算の関係で、繰入金で調整をさせていただいて、42万円の減にしております。

10ページ、11ページをお開きください。歳出ですが、第1項総務管理費一般管理費で、一般会計繰出金として922万6,000円を計上いたしております。2款については財源調整を

いたしております。

以上で、承認第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認のほどお願いします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 中原建設担当理事。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 登壇〕

建設担当理事（中原 康壽君） 承認第7号について御説明を申し上げます。

平成21年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成21年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

予算書の1ページをお開きをいただきたいと思います。専決第7号地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。平成21年度吉岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出それぞれ1,030万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ4億1,950万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。第2条、地方債の補正。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。3月31日専決でございます。

2ページ、3ページをお開きをいただきたいと思います。歳入歳出予算補正を記載をいたしております。歳出のほうを3ページをお開きをいただきたいと思いますが、下水道事業費が合計で585万7,000円の減額、2款漁業集落排水整備事業費で444万8,000円の減額、歳出合計の減額が1,030万5,000円でございます。

4ページをお開きをいただきたいと思います。地方債の補正。1変更でございますが、事業費確定により130万円の減額をいたしております。

続きまして、8ページ、9ページをお開きをいただきたいと思います。歳入。2款使用料及び手数料で、下水道使用料259万円の増額は、漁業集落の使用料の増によるものでございます。

4款県支出金で漁業集落排水整備事業補助金で340万円の減額は、繰り越し分による財源調整による調整の減額をいたしております。

5款繰入金1項一般会計繰入金で819万5,000円の減額は、公共下水道の事業費確定による減額が585万7,000円、漁業集落排水整備事業で財源調整によるものが233万8,000円の減額となっております。

8款市債で130万円は、先ほど申し上げましたが、起債分の事業費確定による減額を行って

おります。

続きまして、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。歳出で1款下水道事業費2目の施設管理費で179万7,000円の減額は、施設管理業務費での不用額を生じておりますので、179万7,000円の減額をいたしております。

それから、2項施設整備費で406万円の減額は、委託料で南部処理区の計画変更による不用額が151万円でございます。それから、工事請負費で252万1,000円は、公共下水道の単独工事でございますが、道路との関係で事業費減額によるものでございます。

2款漁業集落排水整備事業費1目一般管理費で211万8,000円は、補助金及び助成金の減額でございますが、特に下水道加入が当初100戸を見込んでおりましたが、3月末で70戸ということで、30戸分の減額をいたしております。

それから、2款漁業集落排水整備事業費1目施設整備費で155万8,000円の減額は、漁業集落排水整備事業の起債分の管路工事の執行残を記載をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〔建設担当理事（中原 康壽君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

〔総務課長（堤 賢治君） 登壇〕

総務課長（堤 賢治君） 承認第8号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて、平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。本日の提出でございます。

補正予算書の1ページをお開きを願います。平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ640万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,655万1,000円とする。

以下、記載のとおりでございます。平成22年3月31日付で専決をさせていただいております。

2ページから3ページは、「第1表歳入歳出予算補正」について、それから5ページから7ページについては歳入歳出補正予算事項別明細書について掲載をいたしております。

それでは、8ページをお開きを願います。2の歳入の予算補正について御説明をいたします。1款使用料及び手数料でございますが、船舶使用料、すなわちフェリー三島の使用料の実績により110万円を減額して計上いたしております。これは人口減少などによる利用者の減が主たる

理由でございます。

2 款の国庫支出金でございますが、航路費補助金として確定によりまして1,850万円減額して計上いたしております。これは燃料費等の高騰によるものが主たる理由でございます。

3 款の県支出金につきましては、航路費補助金を300万円減額して計上いたしております。これは国庫補助金が増額したことによるものでございます。ちなみに、県支出金の航路費補助金は欠損補助的な性格を持つものでございまして、国庫補助金が増になればこちらは減となるというものでございます。

4 款の繰入金につきましては、国庫補助金等の確定によりまして2,080万円減額して計上いたしております。

10ページをお開きください。3の歳出の予算補正について御説明をいたします。

1 款運航費でございます。1目の一般管理費につきましては、嘱託船員の採用を4月から予定いたしておりましたが、応募の関係から、11月からの採用となりましたので、4月から10月までの分を減額でございます。

2目の業務管理費につきましては、燃料費等の不用額の減額をいたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。御承認のほどをよろしくお願いいたします。

〔総務課長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上で、議案に対する説明を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前11時01分休憩

.....
午前11時10分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、各議案に対し質疑を行います。

初めに、承認第5号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑はありませんか。町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 専決処分というのは先ほど浦課長が言われたごと、緊急性があつてどうしても議会が開けない場合というふうに制限されております。専決処分の量が多くなるというのは、単なる議会が追認機関になるというふうに非常に私自身は特例というか、ごく原則的な分だけについてのみ専決を認めるべきだと思っていますけれども、その意味からも、何も言わなかったら黙って通したというのも腹が立ちますので、一般会計のまず15ページの株式等譲渡所得割交付金、補正が300万円で、補正額、今度は210万7,000円減額されていますけれども、これはまず何なのか、ちょっと説明してください。

それから23ページ、県補助金の中で、商工費県補助金、7目ですか、長崎県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金、それから長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金171万円、合わせて719万円、これは多分緊急雇用対策として県が補助金として出した分なんですけれども、これで余剰が出るということは、これ何ぼしよったとかと正直いって思うんですが、この中身について、これも説明してください。

それから、最後55ページです。10款と11款で財源調整となって、国、県支出金が2,096万円、それから928万円、国、県の支出金が減少して一般財源のほうからこれ全部出していますが、これはどういうことなのか説明してください。

以上3点。

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

財政課長（浦 哲郎君） 町田議員の御質問にお答えをいたします。

株式等譲渡所得割交付金は、県からの交付金でありまして、株式などの譲渡によって所得が発生した場合に税がかかります。この税について一部を財源として県が一定の基準によって市に交付されるものであります。

議長（牧永 護君） 松尾壱岐島振興推進本部理事。

壱岐島振興推進本部理事（松尾 剛君） 2点目のお尋ねでございます。地域資源活用ふるさと雇用再生事業が488万1,000円、それからもう一つの緊急対策で59万円落ちている分についてのお尋ねでございますが、違いましたか。（発言する者あり）失礼しました。済みません。

23ページの長崎県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金と長崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業補助金171万8,000円の落ちた理由でございますが、まずそのうち主なものといまして、上のふるさと雇用再生特別基金事業補助金につきましては、これは1つはアグリにお願いしておりますふるさと雇用のお店をやっている分で委託しておる分でございますが、この分につきましては、当初の計画から人件費が実際落ちております。中の店長さん級の人を十一月雇おうとしていたのを、実際は一月で普通の職員さんに振りかえたということで人件費が250万円ほど、あと備品購入等で300万円ほど事業費が落ちておりまして、緊急雇用の補助金というのが昨年度実施なんですけれども、実際、計画を出す段階では平成20年度の最後に出してありまして、この事業が100%全部委託金で県から出るんですけれども、実際少し多目にといたらいけませんけれども、出された分で実際使った額に合わせて減額をしているということで、数値的に申請したときの数値が多少見積もりが甘かった部分はございますけれども、多目に申請して、実際使った分を減額したという形と理解していただければいいんじゃないかと思っております。

それと、もう一つの地域雇用再生の分で、子供農山漁村交流プロジェクト推進コーディネートというのも同じふるさと雇用再生特別事業の補助金で59万円ほど落ちていますが、これも当初、県の交付決定が4月に出るものと思っておったのが、若干ずれ込みまして最初の十二月分で計算しておったのを2カ月分使うことができませんでして、それで落ちております。

その他、緊急雇用創出臨時特例事業補助金につきましても、実際計画を立てるときの数というのは若干、逆にふやすことができないものですから、多目に、ちょっと積算いたしまして、実際使った額で精算するという形をとっておりまして、そういう形で減額したというふうに御理解願えればと思っております。

以上です。

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

財政課長（浦 哲郎君） 54、55ページの財源調整でございますが、農林水産業施設災害復旧費、この分は県費2,096万6,000円を減額し、それに伴ってその他財源として受益者負担分49万2,000円、県費の分が減りましたので、一般財源を入れております。その理由といたしまして、21年度事業について22年度に補助金を交付するということでもありますので、その分で減額、補助金の精査によって県費のほうを減額をいたしております。

なお、先ほど申しました株式等譲渡所得の所得割交付金でございますが、源泉徴収を選択した特定口座における株式等の譲渡所得において課税をされたものについて、それぞれ県民税等での案分で市町村に交付されるということでもあります。あくまでも特定口座等を設けられた分でございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 浦課長、まず14ページの分です。株式等譲渡所得割交付金というの、300万円が基本的には補正前の額で、補正後は今回210万7,000円、これ補助額が確定して210万7,000円の減額になっておるわけなんですけど、300万円あって210万円の減額とかいうような、そんな予算なんかもともと基本的に300万円として予算を出すとかおかしいじゃないと。これ前年度、例えばそれまでの過去の実績とかでこれ予算書つくられとったんですか。それから松尾理事。この補正予算の概要の中でも、ふるさと雇用再生、商工費の中でこれ不用になった理由が、地域資源活用ふるさと雇用再生事業の実績による不用限度額というのが、さっき言ったアグリ壱岐についての分がこれだけ必要なくなったということですか。先ほど言われたけど、ある程度県に多く出したと。それは別に大いに構わんと僕も思っていますけれども、それだったら、もちろんこういった形で申請する場合はこれをやります、これをやりますってかなり細かいところまでやらないかんのやろうけれども、ある程度そこら辺は、

今吉崎市も雇用状況が非常に厳しいし、できるだけこういった補助金を活用して、こういうものこそ残す必要がないやつなんで、こういうものこそきちんと全額使い切って当たり前。何でもかんでも全額使い切れとは言いませんけれども、こういった雇用とかこういった分については、できるだけ何とかしてこれを活用しようということがあれば、こんな700万円近い金額が余るかということ自体がおかしいと思うんです。

それから、浦課長、財源調整の分は、一般財源からずっと出している分は、来年度に県から入ってくるということですね。そう理解しとっていいですね。

議長（牧永 護君） 浦財政課長。

財政課長（浦 哲郎君） まず、災害復旧の分でございますが、22年度にその財源が入るということでございます。

先ほどの株式等譲渡所得割交付金でございますが、当初予算で300万円計上いたしておりました。確かに仰せのように、昨年度20年度決算では67万2,000円の決算でございます。今までの実績等によって当初予算等を計上いたしておりましたが、3月交付等になりますので、確定金額で補正減をさせていただいておる状況でございます。

議長（牧永 護君） 松尾理事。

吉崎島振興推進本部理事（松尾 剛君） こういう貴重な補助金は大切に活用せよという御意見についてはほんとそのとおりだと思いますので、今後努力したいと思います。

なお、この1件に500万円落ちていますが、先ほどの488万1,000円落ちていた分につきましては、アグリの方でございます。この分については、1件1件の認定になっておりました、余った場合はお返しをするんですけれども、これがまだ22、23と続いている事業でございます、その分がまた全体の配分額としてまたプールされて、県のほうでも活用されますので、ただ1回が1件1件の事業でございますので、その分が余ったからといってちょっと他の必要事業にその町で充てるということではできません、一たんお返しする制度になっております。

いずれにしても、今の御指摘を胸にひめて今後活用に努力してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。豊坂敏文議員。

議員（10番 豊坂 敏文君） まず41ページ、農業費の農業振興費のほうですが、カラスの委託料の関係ですが106万7,000円、一応21年度の計画、それから実績はどのようになったかその状況。

それから、ことし21年は、特にカラスの群集が多かったと思われるわけですが、これは執行残があるということ自体があんまりとってないというような実績も見受けられますから、その理

由についてお願いします。

それから、43ページの畜産業費の中で、報酬で677万3,000円、これの理由。

それから、45ページの一番上に、被災住宅等の林地災害土砂除去作業費、これが412万円ありますが、この実績件数と、最後に、水産振興費の中に地域漁業就業構造改善事業3,400万円の執行残がある。これについての当初の計画とそれから全体の実績、これについて説明をお願いします。

以上です。

議長（牧永 護君） 牧山産業経済担当理事。

産業経済担当理事（牧山 清明君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、カラスの捕獲でございます。当初予算で380万円の予算を計上いたしております。これは1頭1,000円でございますので3,600羽でございます。20万円は別に駆除費といたしまして猟友会に助成をいたしておるものでございます。21年度の実績が2,533頭捕獲をいたしているところでございます。（発言する者あり）失礼いたしました。2,533羽でございます。執行残を減額するものでございます。

次に、委託職員の報酬につきましては後もってちょっと資料を探しますので、お待ちを願いたいと思います。

続きまして、地域漁業就業構造改善事業でございます。これは国の全額補助事業でございます。実習船事業ということで、漁家の共同経営ということで漁船の取得事業でございますが、これにつきましては勝本漁協、それから郷ノ浦漁協が手を挙げられまして、郷ノ浦漁協だけが事業実施をなさいました。勝本漁協が当初計画をされておりましたけれども、中止をされたところでございます。

被災住宅等の林地災害土砂の除去作業につきましては、実績資料をきょう持ち合わせておりませんので後もってお渡しをしたいというふうに思います。

次に、嘱託職員の報酬でございます。ちょっと済みません。

議長（牧永 護君） 堤総務課長。

総務課長（堤 賢治君） 嘱託職員の報酬でございます。677万3,000円の減でございますけれども、これにつきましては、嘱託獣医師に係るものでございまして、採用者が22年の2月1日からの採用になりまして、それまでの分が減ということでお願いをいたしておるところでございます。嘱託獣医師に係るものでございます。

以上でございます。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 50、51の教育費の小学校、中学校の耐震調査の関係ですけど、

小学校で1,054万円、中学校で538万円の委託料の減になっておりますけど、調査が行われなかったのか、その理由についてお聞かせをお願いします。

議長（牧永 護君） 前田教育次長。

教育次長（前田 清信君） ただいまの御質問にお答えします。

予算は各学校ごとの耐震診断の予算を計上しておりましたが、入札の段階で各町ごと及び隣接する学校ごとにまとめて入札をした関係で執行残が出ております。

議長（牧永 護君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、承認第5号の質疑を終わります。

次に、承認第6号平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑ありませんので、承認第6号の質疑を終わります。

次に、承認第7号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、承認第7号の質疑を終わります。

次に、承認第8号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、承認第8号の質疑を終わります。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

お諮りします。承認第5号から承認第8号についてまで4件については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第5号から承認第8号についてまで4件については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから各議案に対し討論、採決を行います。

初めに、承認第5号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから承認第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第5号平成21年度壱岐市一般会計補正予算（第12号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第6号平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第6号平成21年度壱岐市老人保健特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第7号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第7号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第6号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

次に、承認第8号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから承認第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案を承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、承認第8号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについては承認することに決定しました。

ここで、議案第57号、58号の説明員として担当課長の出席を許可しておりますので、御了承願います。

日程第9．議案第57号

議長（牧永 護君） 次に、日程第9、議案第57号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第57号について御説明申し上げます。

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について、壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。

提案理由といたしまして、地方税法等の一部改正に伴う改正及び国民健康保険税額等を一部改正するためでございます。

1ページをお開きください。壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、壱岐市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。でございます。新旧対照表と参考資料をお配りをいたしておりますが、参考資料に基づいて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

条例改正の理由でございますが、地方税法等の一部改正に伴う改正及び国民健康保険の運営において、平成18年度以降税率を据え置いて繰越金等で決算ができておりましたが、平成21年度は財政調整基金を取り崩して補てんせざるを得ない状況のもと、必要な税額を確保するため、今回、所得割、均等割の税額を一部改正するものでございます。

最初に、地方税法の改正に伴う市の条例の改正部分でございますが、主な改正部分といたしまして、1、国民健康保険税の課税限度額について、医療分を現行47万円から50万円、2条2項に該当いたします。同じく後期高齢者支援分を現行12万円から13万円、2条の3項に該当いたします。に改めるものでございます。

なお、介護納付金分は現行10万円です。据え置きとなっております。

それから続きまして、倒産、解雇等による離職者、非自発的失業者（特例対象被保険者）の国民健康保険税について、2年間の限度として、前年の給与所得を100分の30として算定する

ことにより、22年度から新たな負担軽減措置を実施します。23条の2課税の特例及び24条の2申告書の提出につきましては、今回新たに2条追加にいたしております。

国民健康保険税額の改正に伴う市の条例の改正部分でございますが、医療分の所得割額を現行の「100分の6.7」から「100分の7.1」に、0.4%、同じく医療分の均等割額を被保険者の1人について、現行の「1万8,000円」から「2万1,000円」に、3,000円アップするものでございます。3条の1項、5条に該当いたします。

2といたしまして、介護納付金分の所得割につきましても、現行の「100分の1.5」から「100分の2」に、0.5%、均等割についても1人当たり「8,000円」から「9,000円」に、1,000円アップするものでございます。8条と9条の2に該当いたします。

均等割額等の改正に伴い、所得の低い世帯に所得の区分に応じて減額する均等割の軽減額もそれぞれ次のように変更となります。7割軽減世帯、23条の1号でございますが、医療分の均等割額「1万2,600円」を「1万4,700円」に、介護分の均等割額「5万6,000円」を「6,300円」に、5割軽減世帯、23条の2号ですが、医療分の均等割額「9,000円」を「1万500円」に、介護分の均等割額「4,000円」を「4,500円」に、2割軽減世帯、23条3号、医療分の均等割額「3,600円」を「4,200円」に、介護分の均等割額「1,600円」を「1,800円」にそれぞれ軽減される額が増額となっております。

なお、世帯平等割額につきましては、今回据え置きで変更しておりません。

上記の2、3以外の改正分は地方税法の改正によるものでございます。

今回の改正、所得が前年度の所得よりも下がったということで、今回また増額をお願いするところでございますが、医療費の削減にも努力をしていかなければならないと思っております。今後、国民健康保険と介護保険の財政診断を行いながら、特定健診の受診率向上、高血圧、糖尿病の対策、介護予防への取り組みを壮年から老年期と一環した健康長寿を目指した対策を推進していかなければならないと思っております。特定健診等の推進につきましては、ごみの減量化等と一緒に各自治会に出向いて特定健診の推進の会議を行っているところでございます。

附則といたしまして、施行期日第1条、この条例は平成22年4月1日から適用する。ただし、附則第18項及び第19項の改正規定については、平成22年6月1日から施行する。

適用区分第2条、改正後の吉岐市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度までの国民健康保険についてはなお従前の例による。

以上で提案理由を終わりますが、いろいろ御審議して、よろしくお願いいたしたいと思っております。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。鵜瀬和博議員。

議員（１２番 鵜瀬 和博君） 今回の条例改正によりまして、国民健康保険税が上がるわけですが、この周知についてお尋ねいたします。

今回、資料によりまして、回覧及び市報というふうになっておりますが、６月には納付書が送付されるわけですが、要は今回説明については健康保健課のほうで説明をされましたが、実際されるのは税務課のほうで徴収をされるということになるわけですが、その意見交換等については十分されているのか。そしてまた、こういった説明については十分、こういう経済財政の厳しい中で値上げということになりますので、その辺の説明について、今後どのようにされていくのか、お尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 税額の調整につきましては税務課と健康保健課と、昨年来から協議をずっといたしておるところでございます。今回、税額の確定によりまして、今回の税率になったということでございます。

周知につきましては、これにも書いておりますけれども、広報と市報、回覧等でございますが、個人的にずっと値上げ等に周知はしていきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 鵜瀬和博議員。

議員（１２番 鵜瀬 和博君） 苦情というか、今回値上げについていろんな問い合わせについては税務課のほうにもかなり来ると思うんで、あとその徴収率の低下につながるおそれがありますので、その辺も含めて、十分協議をされまして、また回覧やその納付書に添付される資料については、わかりやすい資料をぜひつくっていただいて、今後、市民の周知については十分努力をしていただきたいということを申し添えまして、私の質疑を終わります。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。議案第５７号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第５７号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第５７号吉岐市国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。この採

決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第57号壱岐市国民健康保険税条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10・議案第58号

議長（牧永 護君） 次に、日程第10、議案第58号壱岐市ごみ処理施設建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山口保健環境担当理事。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境担当理事（山口 壽美君） 議案第58号壱岐市ごみ処理施設建設工事請負契約の締結についてに御説明申し上げます。

壱岐市ごみ処理施設建設工事請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。本日提出でございます。

記といたしまして、1、契約の目的、壱岐市ごみ処理施設建設工事。2、契約の方法、総合評価方式による制限付一般競争入札。3、契約の金額、22億8,900万円。4、契約の相手方、福岡県福岡市南区向野1丁目22番11号、株式会社川崎技研、代表取締役社長田中基壹。

提案理由、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次のページを、説明資料をお開きください。工事場所といたしまして、壱岐市芦辺町住吉東触。2、工事内容、エネルギー回収推進施設。施設規模、日26トン、13トン16時間運転の2炉でございます。16時間は6時から22時を立ち上げ立ち下げ含みで予定をしております。形式といたしまして、准連続式ストーカ炉、併設いたしましてマテリアルリサイクル推進施設、施設規模といたしまして日3.6トン进行处理するようにいたしております。不燃・粗大ライン2.7トンで5時間運転、空き缶類ラインが0.9トン処理で5時間運転でございます。併設して収集車輛基地を設けております。施設規模が20台の収納分でございます。一部2階建てで収集管理棟も含んでいるところでございます。3、工期といたしまして、契約発効の日から平成24年3月31日でございます。

入札状況でございますが、総合評価方式で、技術点と価格点を評価いたしましたところでございます。技術点につきましては、設計建設工事に関する事項と用益費、点検補修費の3項目で評価をいたしておるところでございます。

株式会社川崎技研の技術提案数40.99ですが、これにつきましては新設建設工事に関する

事項が35点中16.15でございました。用益につきましては20点中20点、点検補修につきましては5点中4.84点でございました。価格につきましては、21億8,000万円ということで、40点ということございまして、合計の80.99点ということございました。

プランテックにつきましては、技術提案点数が34.22点でございますが、内訳につきましては設計件数に関する事項が11.6、用益費が17.62、点検補修費が5.0ということでございます。

価格につきましては、川崎技研が40点ということで、プランテックの高い分で37.67ということで、合計が71.89ということで、川崎技研のほうが落札ということに決定をいたしました。

予定価格につきましては、税込みの29億2,320万円でございます。これにつきましては、昨年の1社と今年度の2社の見積もりを参考にしたことと、全国と同規模程度の請負額を10年を参考に設定をいたしたところでございます。

次のページでございます。図面、配置図がございますが、建屋が工場等とプラットホームに分かれておるところでございます。南側わきに収集車輛基地、管理棟を設けておる設計でございます。いろいろ詳細につきましては今後設計協議を重ねて実施設計ができるようになっておるところでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わらせていただきます。御承認のほどをよろしくお願いいたします。

〔保健環境担当理事（山口 壽美君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありますか。市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 今の説明で、予定価格についてちょっとお尋ねしますが、これはいろいろ前年度を参考にしたということですが、前年度と今回の予定価格の差額について、その内容についてお尋ねいたしたいと思います。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 予定価格の参考にした見積もりということでございますが、昨年応募がありました1社の見積額と今回応募がありました2社の見積額、それ等を参考、それプラス全国と同規模程度の請負額を10年分を調べまして、それを参考に設定をいたしたところでございます。（発言する者あり）

済みません。昨年は全国と同規模程度の請負額を参考に、10年の請負額を参考に設定をいたしました。昨年は。

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 差額はどのくらいあったかということと、その工事の内容にど

こが、参考にしたところが違っておったのかお尋ねしておるところでございます。

これは金額に差のあったんですか、予定価格で。昨年と今年と。簡単にいうと。今年度が29億円、前年度は。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 予定価格につきましては、昨年とほぼ変わっておりません。

議長（牧永 護君） ほかに質疑ありませんか。音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今、市山議員からお尋ねになったことを再度ちょっと確認をいたします。

昨年の入札においては、残念ながら不調に終わったという経緯がございます。それはあくまでも当方が予定する価格に達しなかったということで不調に終わったと思います。その数字と今回入札書比較価格は同等に近い価格であったということでしょうか。その件。

それともう一点お尋ねします。そんなに今回、例えば過去の公共団体の施行実績を前回に2カ所としています。今回、ハードルを下げて1カ所にしました。ほかはそう変わってないと思うんです。変わったとすれば、御承知のとおり、改善提案書を市のほうから提案をしたとか、そうしたことがなければほぼ変わらないと思うわけです。事業自体が。そのことをどうとらえておるか、そう変わったのか変わってないのか、その認識を1点。

それと、用益費に関して、これ10点満点で採点をされておりました。10点満点で。たしか7.8点と言われましたか。ちょっと私、まだ先ほどの説明がちょっと若干聞きそびれておりましたが、その10点満点を何をもって10点満点とされたのか。例えばごみの1トンの処理費用を幾らとみなしておったから何点に値するというふうにされた。その算定の根拠、この3点についてお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 昨年と入札要綱の中で訂正したというところにつきましては、煙突が別で昨年はしておりましたが、今回は一体型が安くなれば一体型でもいいですよという形での提案をいたしております。それから、あと環境基準につきましては若干厳しくした環境基準を出しました。

それから、用益につきましては、一応基本的には20点満点でございます。それで、提案者の価格が安い方が20点ということになります。それで、一方につきましてはその価格を比較して減額をしていくところでございます。これは用益につきましても、全国の事例を調査いたしまして、この見積額が正当であるかどうかということ調査をいたして、この用益について問題ないということで認めております。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 用益としてこれくらい必要じゃないかという基準を持っておったのかと。向こうから提案されたその金額をそのまま受け入れる形をとったのかと。

ちょっと事前に、課長に私もごみの排出量をお尋ねをいたしました。280日稼働すると。焼却ごみを年間671トン、リサイクルを913トン見込んでおると、計算をしておると。そのおおよその用益費は4,800万円相当になろうかと試算をしておるとということだったわけです。そうしたときに、671トンと焼却ごみ913トン、これを足して4,769万6,000円ですが、厳密には。トン当たり6,200円相当必要であろう。これはあくまでも燃料費といわゆる電気、水道、薬品代を総じての価格です。これには人件費は入っておりません。

しかし、ここの中で、私はおおよそ671トンの焼却ごみがこの4,800万円の約8割以上は占めるであろうと。リサイクルにそう電気、水道、燃料費、薬品費が必要とは考えられません。そこら辺で、市としてはどれくらいの用益費を考えておったのかと。その試算となるコンセプトを持っていたのかいなかったのかということをお尋ねをしたい。業者が出したそのままのをばっと受け入れる形であってはおかしいんじゃないかということをお尋ねを申し上げているんです。その1点に関して明確にお答えを願いたい。あとは結構です。

議長（牧永 護君） 山口保健環境担当理事。

保健環境担当理事（山口 壽美君） 現況の用益費の試算につきましては、やっております。トン当たり9,746円という形で現在かかっているところでございます。9,746円。収集車の燃料代も一部入っておりますが。入っておって9,746円ということで試算をしておりました。今回につきましては、その6,207円ということで提案を受けているところでございます。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 私は、その数字をしかと押さえてほしい。というのが、いわゆるランニングコストの面で一番問題になっているのが県央衛生組合もすべてそこです。処置費用が問題になっているんです。業者が提案したのと実際にかかった費用とに差額が生じておる。そういうことがあってはいけないので申し上げているんです。そこを注視して今後とも取り扱っていただきたい。それ以上のことは申し上げません。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第58号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第58号壱岐市ごみ処理施設建設工事請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第58号壱岐市ごみ処理施設建設工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

お諮りします。12時過ぎましたけど続行したいと思います。よろしゅうございますか。

日程第11・議案第59号

議長（牧永 護君） 次に、日程第11、議案第59号壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。山川政策企画課長。

〔政策企画課長（山川 修君） 登壇〕

政策企画課長（山川 修君） 議案第59号の御説明を申し上げます。

壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の締結について、壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

記、1、契約の目的、壱岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）。2、契約の方法、随意契約（公募型プロポーザル）。3、契約の金額、3億7,800万円。4、契約の相手方、福岡県福岡市博多区博多駅東3-2-28、西日本電信電話株式会社福岡支店。福岡支店長、岡田顯彦。

提案理由でございます。壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお開きください。説明資料でございます。工事場所、壱岐市郷ノ浦町（渡良浦～大島間、長島～原島間）。2、工事内容、海底光ケーブル敷設工事（設計・施行一括発注）、（1）事前調査・基本設計。（2）海洋調査、（3）実施設計、（4）海洋工事、延長でございますが、約2,400メートル。内訳は渡良浦～大島間1,100メートル、長島～原島間1,300メートル、端末端子数が185端子、内訳は大島85端子、長島50端子、原島

50 端子。工期でございますが、発効の日から平成23年3月10日でございます。入札状況及び予定価格につきましては、以下にお示しをすとおりでございます。

次のページでございますが、敷設のルート図でございます。嫦娥から大島の海水浴場へ、下のほうへ長島の漁港の付近から原島の漁港の裏側へ敷設をいたします。

次に、けさほどお配りしております光ファイバーケーブルの構造でございますけれども、資料としてお手元にお配りをしているかと思っておりますけれども、二重外装のケーブルを敷設をいたします。約径が7センチメートルの径でございます。

以上でございます。審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

〔政策企画課長（山川 修君） 降壇〕

議長（牧永 護君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） まず、2点に関してお尋ねをいたします。

公募型プロポーザル方式の入札を採用された理由、これは県からの、上部団体からの指示か、それとも市が独自でその方式を選ばれたのか。その理由についてお尋ねいたします。

そしてまた、公募型ですので、もちろん皆さんに発信をしてあると思っております。これだけの仕事の一部の皆さんはしたいしたいというような希望の方もいらっしゃいましたが、結果的には1社しか公募がなかったのか、それとも公募されたが辞退されたのか。そんなにおいしくない仕事であるのかということを感じますが、採用された理由と、いわゆるエントリーされたのは1社だけなのか。その件に関して2点、お願いします。

議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

政策企画課長（山川 修君） ただいまの質問にお答えをいたします。

まず、公募型を選定した理由でございますけれども、まず海底ケーブルを2,400メートル敷設をするということの施行期間というのが約半年間ぐらいかかります。ケーブルを製作するのに約3カ月間。これだけでも一生懸命なわけです。今回の工事に関しては、それに、今度の公募型を示した理由につきましては、まず事前調査をやり基本設計をつくる。その後海洋調査、それから実施設計をつくる。それから工事にかかるという、この4つの工程がございます。これを分割発注をしておいたのでは全く工期がとれない状況になります。したがって、もう一括で、つまり設計施行という形になりますけれども、そういうふうな方法をとりますのには公募型が一番ベストであるということで、公募型というふうに決定をいたしました。

それから、公募等に応募した業者でございますけれども、これは残念ながら1社しかございませんでした。と申しますのは、これだけの事業量をやる業者は日本の中には数社しかおりません。1社は国外を専門にしております。1社は国内を専門にしております。そういうことで、国内を専門にした業者も非常に難色を示しておりました。現在、小笠原付近の海底ケーブルを張ってい

ると、それから沖縄近海をやっている、2本大型工事を請け負っております。それに私どものこれが入りますと、非常にもう過密状態になってということを知りました。しかしながら、ようやくこのような形で受けてくれたわけでございます。ただし、条件的には非常に厳しいものを付しております、通常の競争と余り変わらないような落札状態になったかと思っております。

以上です。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 採用された経緯はわかりました。そうしますと、このプロポーザル方式になりますと、審査委員会を設置する必要があるかと思えます。どういう審査をされたか。委員会を設置されたのか。そして委員会のメンバーはどういう構成にされたのか。やむなきは第三者機関に委託をしたのか。まずその件。

そして、恐らく随意契約というのは特命契約に値するわけで、今回の場合は、あなたにどうぞになる。1社に、あなたにどうぞになるわけです。そうしたときに、入札の経緯で、市の入札書比較価格と100万円しか変わらない。2回入札はされておる。非常に競争性の面からおきまして、審査委員会がどういうふうな判断でここに最良提案としてされたのか、その経緯についてお答えをいただきたい。

議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

政策企画課長（山川 修君） まず、委員会についてでございますけれども、おっしゃるとおり選定委員会を開かなければならないようになっております。これにつきましては、指名委員会に変えてやっております。

それから、随意契約の種類等々でございますけれども、議員おっしゃるとおり、これは随意契約の中の特命随契という形になります。この特命随契の中でも会計法上でいいますと、随意契約については明確に定められておりません。国のほうも。しかし、財務省の通達等に照らし合わせまして、競争入札と同様に予定価格内の最低価格をもって契約すべきであるというふうに総務省のほうから通達がっております。そういうこともございまして、まずプロポーザルのときに1社の応募者から見積書が提出されています。それをもとに予定価格を算出しまして今回の予定価格ということになっております。

議長（牧永 護君） 音嶋正吾議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） その経緯は私も認識をしております。ですから、今指名委員会を審査委員会に変えたと言われましたね。それだけの専門知識を持った方が指名委員会の中にいらっしゃいますか。専門的な知識を内規かなんかできちっとそううたっていますよ。この入札要綱の中に、この工事の。この事業の入札執行に関する入札手続は、審査委員会を壱岐市指名委員会に付託をするというふうな内規でもうたっていますか。

本来、プロポーザル方式はちゃんと審査委員会を設けて、1次審査、2次審査するようになっておりますが、その経緯をしてこの議会に提案をされたのか。その件で、それ以上はもう申し上げません。きちっと答えてください。その件だけを。

議長（牧永 護君） 白川市長。

市長（白川 博一君） 音嶋議員が言われるのはもっともでございます。しかしながら、先ほど課長が申し上げますように、これは特殊な事業でございます。そしてまた、この業者というのは御存じのように日本を代表する企業でございます、日本でナンバー1の実績を持った企業だと思っております。議員のおっしゃることは十分認識をして、このことが正しいといいますが、そのことをもって申し開きはできないと思っておりますけれども、今回については、先ほど申し上げますような経緯もございます。それで、この業者に対する審査をいたしておりません。しかし、私は、審査は何らしておりませんけれども、それは十分クリアできる企業だと認識をしているところでございます。どうぞ御理解いただきたいと思っております。

議長（牧永 護君） 山川政策企画課長。

政策企画課長（山川 修君） ただいまの質問でございますけれども、今度壱岐市の公募でございますけれども、公募の中に評価方法というのがございます。この評価方法の中で、評価は壱岐市建設工事指名審査委員会で行うというふうに明記をしてあります。

以上でございます。

議長（牧永 護君） 回数を過ぎておりますけれども、重要案件でございますので、許可をいたします。

議員（3番 音嶋 正吾君） 議長の許可をいただきましたので、私も将来につなぐ発言をしたいと思っております。

私は内容をどうこう言ってるんじゃないんです。きちっと公明正大に言えるように、1つのシステムを組んで、マニュアルを組んできちっと入札をしていただきたいと思います。企業のどうのこうの言ってるんじゃないです。しかし、だれが見ても100万円という数字があれば、1社でやって100万円という数字があれば疑いませんか。360万円じゃないんですよ。3億6,000万円ですよ。もっとクリーンな、オープンに開かれた発言をなささいということを申し上げて、私は終わります。ありがとうございました、議長。

議長（牧永 護君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑はありませんので、質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第59号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第59号吉岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の締結についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（牧永 護君） 起立多数です。したがって、議案第59号吉岐市地域情報通信基盤整備工事（第1工区）請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

以上で予定された議事は終了いたしました。この際お諮りします。今期臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

・ ・

議長（牧永 護君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成22年第3回吉岐市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時21分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 牧 永 護

署名議員 小金丸益明

署名議員 久保田恒憲